

# 岐阜県公報

## 目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 六四三<sup>ページ</sup>

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 六四四  
(同) 六四四

## 告 示

岐阜県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 メートル	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の 年月日 の告知 ほか)
県道	瑞大 浪西 線	瑞浪市日吉町字鳥屋ケ谷二九五八番四地先から 同市同町字帆口三二五一番四地先まで	140.0	平成 二 〇 一 八 年 十 月 一 十 一 日	

岐阜県告示第五百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる  
ときは翌日

平成二十八年十月十一日

持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
美大並和線	郡上市美並町上田字歩岐平八二七番一地从先から同市同町同字同八	二七番五地先まで	三五〇	平成二六・〇・二	平成二六・三・二五

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年八月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白百合の会ぎふ
- 三 代表者の氏名 黒田 恵美子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市都通二丁目二番地 岐阜市民福祉活動センター内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、母子又は父子家庭(以下「母子家庭等」という。)及び寡婦に対して、就労・技能習得支援、保

育、育児及び学習支援、相談及び情報提供などの自立支援事業、相互支援・交流などの地域交流事業を行い、母子家庭等及び寡婦の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年九月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナイスデイ
- 三 代表者の氏名 桂川 正人
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市川合町二丁目四番二十六号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、さまざまな人に呼びかけ、高齢者・不自由のある人(児)・農家・企業が、協働し、農作・交流イベント・宣伝や相互情報提供をおこない、誰もが互いに、「いいな」と、思える生活実現をすすめ、より豊かな社会の創出に寄与することを、目的とする。

平成二十八年十月十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県岐阜市

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社